

# 長崎県消費生活センター

## 消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。このたび消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を次のとおり開催しますのでご案内します。受講料は無料です。

### 1. 日程・カリキュラム

日（曜）	時 間	内 容	講 師
7月11日 （土）	10:00～10:05	オリエンテーション	福崎博孝 弁護士 永岡亜也子 弁護士 青野悠 弁護士
	10:05～12:00	消費者行政（消費者基本法など）	
	13:00～14:55	特定商取引法	
	15:05～17:00	過去問からみる必要な法律知識	
7月12日 （日）	10:00～12:00	民法・消費者契約法	長尾充大 弁護士 増崎勇太 弁護士 尾上千佳子 河合塾講師
	13:00～14:55	割賦販売法	
	15:05～17:00	小論文の書き方（※）	

### 2. 会 場

長崎県庁行政棟3階307会議室  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

### 3. 申込方法

葉書又はファックス（095-823-1477）にて、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、性別、電話番号を添えて令和2年6月26日（金）までに長崎県消費生活センターまでお申込下さい。

詳しくは、長崎県消費生活センター 電話：095-895-2320（担当：渡辺）まで



（※）小論文（1200字程度）は事前に提出いただければ講師が添削指導をいたします。なお、添削料2,000円が必要です。提出期限は6月26日（金）必着とします。テーマは、国民生活センター 2019年度消費生活相談員資格試験論文試験の2つのテーマからどちらかをお選びください。

# 2019年度 消費生活相談員資格試験

## 問題用紙 (論文)

13:30～15:30

### 【注意事項】

1. 受験票は机の上に置くこと。
  2. 筆記用具は、黒鉛筆又はシャープペンシルを用いること。それ以外は、採点対象外となる。
  3. 試験中は、六法、法令集、参考書の類の使用を禁じる。
  4. 解答用紙の表紙には、受験番号・氏名を所定の箇所に必ず記入すること。\*
  5. 解答用紙の表紙の裏(論文記述ページ)左上の所定の箇所に、論文テーマ番号・受験番号を必ず記入すること。\*
- ※ 4、5の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合は、採点対象外となる。
6. 解答にあたっての注意事項は、解答用紙にも記載されているのでよく読むこと。
  7. 試験終了時刻まで退室を禁じる。  
ただし、試験を棄権する場合、試験開始後 60 分以降に限り退場を認める。
  8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ることができるが、棄権した場合は、持ち帰ることはできない。
  9. 試験終了後、解答用紙のみ提出すること。
  10. 試験の内容についての質問には、一切応じない。

## 論文試験

次の2つのテーマのうち1つを選び、1,000字以上1,200字以内で論文にまとめ、解答用紙に記入しなさい。以下の場合、採点の対象外となる。

- ① 「選択式及び正誤式筆記試験」の得点が基準を超えていない場合
- ② 文字数制限が守られていない場合  
※文字数の数え方は、文字が記入されている行ごとに20字として数える。1行の途中までしか文字が書かれていなくても、20字として数える。  
※1行のうち1文字も記載がない行は、1行(20字)として数えない。  
※1列のうち1文字も記載がない列は、その文字数分を減らして文字数を数える。
- ③ 受験番号・氏名の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合
- ④ 選択した論文テーマ番号の記入がない場合、又は正しく記入されていない場合

### 【テーマ1】

最近の消費者トラブルの状況などを踏まえ、消費者教育がなぜ必要か、また、消費者教育はどうあるべきかについて論じなさい。なお、論述に当たっては、以下を踏まえること。

1. 以下の指定語句をすべて用いること(順不同)。
2. 指定語句は、単に語句として用いるだけでなく、その意味するところが明確になるように、適切に用いること。
3. 文章中の指定語句の箇所には、分かるように必ず下線を引くこと。同じ指定語句を複数回用いる場合、下線は1回目の箇所についてのみ引けばよい。
4. 消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員等の役割を考慮すること。

**指定語句**：消費者教育推進法、消費者市民社会、成年年齢の引下げ、学校教育、地域における消費者教育

### 【テーマ2】

インターネット取引における消費者トラブルの事例と特徴を具体的に挙げつつ、被害救済や被害防止のために、消費生活センターはどう対応すべきかについて論じなさい。なお、論述に当たっては、以下を踏まえること。

1. 以下の指定語句をすべて用いること(順不同)。
2. 指定語句は、単に語句として用いるだけでなく、その意味するところが明確になるように、適切に用いること。
3. 文章中の指定語句の箇所には、分かるように必ず下線を引くこと。同じ指定語句を複数回用いる場合、下線は1回目の箇所についてのみ引けばよい。
4. 消費生活センター・消費生活相談窓口、消費生活相談員等の役割を考慮すること。

**指定語句**：非対面取引、SNS、個人間売買、越境消費者取引、特定商取引法

※「SNS」：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略

